

令和7年度 第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和7年7月9日（水）10：00～11：30

宮城県庁（行政庁舎）11階 第二会議室

<委員>

内藤 裕子 委員長、長谷 諭 副委員長、野口 和人 委員、男澤 拓 委員、
小幡 佳緒里 委員、吉田 弘和 委員、安保 英勇 委員 小野 彩香 委員、
三田村 道雄 委員、田中 佳二 委員、遠藤 哲也 委員

<県教育委員会>

遠藤 秀樹 副教育長
村上 憲一 心のサポート専門監
菊田 英孝 高校教育課長
佐々木 範子 特別支援教育課長

<欠席者>

梅田 真理 委員、村上 めぐみ 委員

(事務局)

(資料の確認)

(公開非公開の確認)

本日の出席につきましては今若干遅れてくるという連絡も頂いておりまして、現在委員定数13名中9名の参加となっておりますので、いじめ防止対策調査委員会条例第6条の2より本委員会は成立となっております。次に本会議の公開非公開について確認をいたします。情報公開条例により審議会等は公開で行うことが原則となっております。非公開情報が含まれる場合及び公開することにより公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合には当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により一部公開または非公開とすることができます。本日の次第内容のうち「3その他」につきましては個人情報が含まれていることから非公開が適当と考えておりますが委員の皆様いかがでしょうか

<異議なし>

(事務局)

それでは異議が無いようですので 3 その他につきましては非公開で行うこと

にいたします。それではただ今から令和7年度第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会を開会いたします。

<1 開会>

- | | |
|------------|---------------------|
| (遠藤秀樹副教育長) | (1) 副教育長 あいさつ |
| (内藤委員長) | (2) 委員長 あいさつ |
| (事務局) | (3) 出席者紹介 |
| (事務局) | (4) いじめ防止対策調査委員会の概要 |

ここで今回より新たに委嘱しております委員の方々を御紹介いたします。宮城県立精神医療センター医療局長の吉田弘和様です。続いて東北大学大学院教育学研究科准教授の安保英勇様です。どうぞよろしくお願ひいたします。なお次第の(3)出席者紹介につきましては次第に記載のあります、資料の2ページの名簿にて紹介に代えさせていただきます。改めましてよろしくお願ひいたします。次に(4)これまでの宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要につきましてはこちらも同資料の7ページの方にまとめておりますのでこちらは後ほど御覧いただければと思います。それでは以後の進行につきましては委員長にお願いしたいと思いますけれども、暑い季節でございますのでどうぞ上着をお脱ぎになって結構でございますのでそちらの方で対応いただければと思います。それでは改めまして内藤委員長よろしくお願ひいたします。

<2 議事>

- (内藤委員長)

それでは「2の議事」に入りたいと思います。初めに(1)の宮城県いじめ防止対策委員会運営要項の改正について、教育委員会から改正案が提案されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

- (事務局)

それでは事務局より御説明いたします。関係資料は資料の1となります。宮城県いじめ防止対策調査委員会運営要綱の一部改正について御覧ください。改正は運営要綱の第11条となります。現行の要項はお配りしております資料の6ページ記載の通りとなります。改正のものは運営要項案となっているものが改正案となります。初めに改正理由についてです。特別部会の業務を円滑に進めるため、特別部会において報告書の原案作成を担うにふさわしい方を主たる担当者として選任する規定を新たに設け、会議とは別に必要な業務を行った場合、特別部会に属する全委員が報償費の支払い対象となるよう、その単価や上限を設

定いたしました。次に改正の内容についてです。運営要項第11条に特別部会の委員の中から文書作成等のための主たる担当者を1名選任する旨の規定を追加いたしました。次に報償費の支払い対象や単価上限についての規定を追加いたしました。現行規定より報償費の支払い対象を拡大し、現行では委員（弁護士）となっておりますが、この部分を全委員が支払い対象となるように規定しております。続いて単価につきましては主たる担当者以外の委員は会議とは別に必要となる業務として関係者からの聞き取り及び聞き取り内容の集約作業等を想定しており、それらの業務内容を踏まえ、県教育委員会で任用する方々の報酬単価などを参考にしながら30分につき2,500円と設定いたしました。主たる担当者の単価は報告書の原案作成など改正前の委員（弁護士）が担う業務と同一であることから30分につき5,000円を継続して設定いたしました。上限額は改正前の上限額や時間を踏まえて主たる担当者及びその他の委員につきそれぞれ50万円、25万円と設定いたしました。施行期日につきましては令和7年4月1日とし年度初めからの運用とさせていただければと思います。御審議をよろしくお願ひいたします。

(内藤委員長)

それでは委員の皆様から御質問などあればお願ひいたします。

(小幡委員)

今回の改正案につきまして、全員を対象にしていただいているという点については、大変ありがたいと考えております。ただ、金額にかなり差が設けられているという点については、再度ご検討いただけないかなという点が私の意見です。特別部会で確かに文書の作成、特に報告書の原案作成などを弁護士が担うということはありますけれども、ただ特別部会の性質上、原案を検討いただくとか、さらに意見を追加して述べていただく、そのための検討調査の時間を、部会の開催日その日以外にかなり委員の皆様は時間を使って準備をしていただいているという認識をしております。通常の会議とは違ってその場で意見を言つていただければいいという性質のものではなく、やはり特別部会は事前に準備検討したものを持ち寄って部会の日に協議をするというものだと理解しておりますので、その点については文書の原案を作成するか作成しないかに関わらずやはり同じような労力と時間がかかるものとして、差を設けるというのではなくて、一律の金額で計算をするということを是非御検討いただきたいと思います。以上です。

(内藤委員長)

今的小幡委員の御意見に対して、予算の面とか、他の自治体の情報等も御存知だと思いますので、事務局の方でありますんでどうか。

(事務局)

近隣のところですと、やはり仙台市があるんですけれども、そちらは特別部会の分は上限があるんですが、5,000円というふうには伺っておりました。あと近隣調べたんですけども、部会の部員さん方にはお支払いしてないという自治体さんが多かったというところになっております。

(内藤委員長)

そもそもお金は支払ってないというところも多いということなんですね。県のほうで、一番最初はおそらく無かったと思うんですけど、それがこのように変化してきている経緯というのを教えていただけすると他の委員さんも考える材料になるかなと思うのでお願ひできますか。

(事務局)

元々特別部会の部員さん方に報償費というところが一切設定されてなかつたところで、こちらとしましては、予算も含めて、取得の方というところに力を入れまして、上限はあるんですが、確保できた部分がありましたので、まずは令和6年4月の改正のところでは、委員の弁護士さんの方にというところからスタートさせていただいて、そこからさらに予算の方もなんとか追加でというところはありましたので、さらに拡大をしてというような形で。あと1回目の主たる担当者の方に弁護士さんになっていただくという時に持ち回りで書面会議をさせていただいた際にも、他の部員さんにもお支払いを検討してはという御意見も頂いていたところだったので、本日の提案というふうな経緯となりました。以上です。

(内藤委員長)

自治体とかによって様々だと思うんですけど、私の知っている範囲で申し上げると、私が最初にその特別部会の委員で審議に携わっていた時はそういった報酬はなかったです。ただやっぱりかなりの時間と労力を使うんだなっていうことは私自身も思っていましたし、他に仕事を持しながらということもありますので、ある職能団体の方からやはり無償でというのはという御意見があつたのが最初です。そこから他の自治体の状況であるとかそういったところを調べていただいて、それで改正前のほうの状況になったっていうことなんですか

ども、おそらく小幡先生のような弁護士さんから、やはりその弁護士だけじゃなくて、他の委員もその文書にするまでの間に自分の文書を作成していって持ち寄ってというような作業も、私の時もありましたし、ただ最終的に文書をまとめるのは弁護士の先生だったので、そういう責任があるんだなというふうに私は思って、今回の改正案には納得は全然しているんですけれども、おそらく弁護士の先生からすると、どうなのかなっていうところがおありなんだと思うんですけど、男澤先生はいかがですか。

(男澤委員)

小幡先生と全く同意見で、我々はあくまで法律の観点で、そういう文章を作成するのが、ある種業務の一環なので、ある程度御配慮いただいている部分があるのかもなとは思いつつ、他方でやっぱり専門委員の皆様が持っている意見をその報告書の中に盛り込んでいただく時にその差があることはあまり芳しくない、よろしくないのではないかなど私は思っておりますので、小幡先生が仰っていただいた方向では是非今後御検討いただけるとよろしいかなと思っております。そういう意味で、そもそもそこで差をつけているという意味なのかかもしれません、弁護士以外の方がその主たる担当者になる可能性もちょっと作った方がいいんじゃないかなと思っていて、今、11条の（1）について、原則としてとか例外規定が全くないような状況になっておりますので、例えばなっていただける方がいらっしゃるのであれば弁護士も担いたくて担っているわけでもないので、本当にやりたいみたいな方がいらっしゃって、主たる担当をその方にやれるという余地も残してもいいのかなという思いはございました。

(内藤委員長)

実際に弁護士の先生じゃない方が、最終的に作成しているという特別部会もあるように聞いていますので、今仰っていただいたように、もしかしたら少し付け加えることが必要になってくるのかなとは思います。この要項の文面については色々これから変わっていくと思うんですけど、心配なのはその予算面ですね。令和7年度の4月に遡ってということで考えてくださってたと思うので、実際に予算面の方ではどうなのかちょっと気にはなっております。事務局お願いします。

(事務局)

一件あたりとして100万円を目処としておりまして、複数発生すればというところで200万円というところでの令和7年度の予算となっております。

(内藤委員長)

そうすると上限が2件分っていう感じですかね。200万ということですね。じゃあその中でやりくりを今回はするっていうことになるわけですね。そこも含めまして、今回どうされるかっていうところを、他の委員の皆様もお願いできればと思います。

(男澤委員)

現時点でのこの案に反対するまで私は思っておりません。まずはここから始めて、弁護士的にはあれなんんですけど、まずはここの予算の確保からさらに拡充を図るという方向性でいかがかなという点は、一応私の考えとしてはですけれども、そう思っていたところです。

(内藤委員長)

小幡先生いかがですか。

(小幡委員)

私はやはり部会に出ていてそこの中で金額に差があるというのが非常によろしくないと思っております。もし予算の関係でどうしても同じ金額、今回で言えば30分につき5,000円というのが難しいということであれば、その主たる担当者の金額を減らして、その他の委員の方と同じ金額にする。そうするとどうなるんですかね。5,000円と2,500円を半分するっていう感じですか。そういう形で主たる担当者の金額が減ってもいいので、今年度は予算の関係でどうしてもということであれば、なおその金額を含めて一律にするためにどうしたらしいかを検討していただいた方がいいのではないかと思っています。

(内藤委員長)

この改正案ではなくてもう一律にということでしょうかね。それについてはいかがでしょうか。おそらく職能団体の方針とかもあってこの金額になっていくと思うので、この県のいじめ委員会のその規則だけでそういうのかどうかっていうところが私は心配なところではあります。

(高校教育課長)

いろいろ今御意見をいただいているところかとは思いますが。この2500円という根拠について若干補足をさせていただければと思っております。現状、県教育委員会の方では、同じように、生徒の聞き取り、保護者の聞き取りをしながら、ある程度の報告書を作成して、報告をいただくという業務の中にスクールカウ

ンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーを任用をしているところでございます。そして今回のこの2,500円というのはそのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの単価というものを基準にして考えたところでございました。主たる担当者の5,000円というものに関してはすでに昨年度からこちらの要綱の方には盛り込みをさせていただいておりまして、その報告書を書いていただく、もしくは先ほど委員長が仰ったように、責任を伴うというところも含めまして、5,000円という形で今動いておりましたが、その他の報告書をある程度の作成はするといえ、他の委員の方々に対しても報酬を支払うというふうになった時の根拠としましては、先ほど申しましたようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの単価といったところを参考にさせていただいたという経緯がございます。以上です。

(内藤委員長)

金額の基準というところですよね。今回、おそらく委員の方々には、弁護士の先生の方々には事前にこの改正案に関してはお伝えしているところなんですよ。その経緯から今ここで御提案させていただいているというところがあるので、皆さんいかがでしょうかね。今回はこれでやらせていただいて、早い段階で、これは何度も改正して構わないんですよね。次の改正に向けて、色々な条件とかも入れて考えていくってことですかね。正直、もし私が主担当にならざるを得ないときや、あるいは他の委員の方々が主担当にならざるを得ないときなどは、やはりこの金額差でかなり重圧な責任を感じるかなっていう部分もありますし、できればどののような立場でも同じ額の方がいいのかなと思うんですけど、何しろ予算というものがありますでしょうし、もう少し話し合う時間が必要なのかなとは思っています。あとはさっきお話したように職能団体の方の基準というのもあるのかなと思いますので、5,000円から下げるということについて、そこはどのような意見が出てくるかなというところはちょっと心配なところではありますね。今年度、令和7年度、これでさせていただいて、次回の委員会の審議の時にまた新たな改正案について考えるっていうことでも大丈夫でしょうか、事務局としては。

(事務局)

改正は随時諮りますので今回は今回というところで大丈夫です。

(内藤委員長)

それまでに小幡先生と男澤先生にも、いろんな書き加える部分であるとか、他の自治体とか職能団体の情報なんかも聞いて詰めていければなと思います。

(男澤委員)

当然弁護士の御意見を聴取していただくのは当然ありがたいんですけども、要は差をつけられていると言ってしまうとあれなんですけど、皆さん納得感の方が大きい。我々はありがたいけど、他の皆さん納得できることができが一番大事だと思っていますし、あと外から見た時に、弁護士だけがそういう報酬をもらっているということが、予算のつき方とかの面である種どう見られるかということもあると思うんですよね。今回その第三者委員会はこの委員会の中で立ち上げるものでけれども、場合によってはその被害者となった子の意向を汲んだ委員が入ってくるみたいな、そういう時に弁護士が5,000円で、でもそういう人の委員は半額みたいになった時にそれってなんか大丈夫なのかというかですね、そういう差をつけられていることについて異議が出されないと限らないみたいにもなりかねないと思うので、そういう意味では平等にしていただく方向性では非御検討はいただきたいなと思っているところです。

(長谷副委員長)

私の意見として、男澤先生が途中で仰っておられたように、今回はこの形で、これまでの形から考えて前進したということは間違いないと思いますので、あとは将来的には一緒というのが望ましいというところは共有認識というか確認をさせていただいた上で、ただやはり予算の絡みとか実際色々ありますので、短年度か複数年度か分かりませんけれども、実態と実情を加味しながら、そこは進めて検討していくという形がいいのではないかというのと。あとは先ほど言ったように今ですと指摘があったように11条の(1)で弁護士がいたらもう弁護士でなければいけないという、いわゆる例外規定がないところがあるので、もしここが可能であれば原則という言葉を付け加えることで、弁護士だけがという形にはならないことも実際できるので、とりあえずそれで運用した上で経過を見るという形がいかがかなと感じingおりました。

(内藤委員長)

先ほど男澤先生から話しがありましたが、弁護士じゃない先生方がもし特別部会になった場合っていうことをイメージしていただいて、その職能団体のことも考えていただいて、この差がついていることについて何か御意見ございませんでしょうか。ここでその御意見をお聞かせいただければと思うんですけれども、そうですね、特別委員の先生方だいろんな立場の方がいらっしゃるんですけども、大学の教員であるとか、人権保護の団体であるとか、それから精神保健福祉士の職能団体から派遣されてくる方であるとか、いろんな立場の方がいらっしゃるので、そこもイメージしていただいて、今差がついていることにつ

いて、今後に向けて考えていく上でも御意見いただければと思います。

(野口委員)

この報償に関して言うと、その主たる担当であるということに対して支払うという意味合いなのか、職能に対して支払うということなのかというところの検討が必要なのかなという気がします。いろんな立場の方が入ってくる、例えばドクターであったり大学の人間であったり、我々もいろんな場でいろんな仕事をさせていただいているけれども、職階等に応じて金額が違うというのは普通に生じていることなんですね。ただここにおいてはそれこそ主たる担当者ということに対して少し重めの責任を負っていただくことになるので、その部分ちょっとプラスアルファとし、あるいは少し高めの金額を設定するとして、他の方に関して言えば一律という形にする、それもあり得る話ではなかろうかなとは思います。ただその場合、ここの第11条の（1）のところが、ある意味最初から弁護士の方と決まってしまっていると、これはもう職能に対して払うというイメージになってしまふので、そのあたりの検討をしていただくのが必要ではないかなという気がいたします。以上でございます。

(内藤委員長)

いろんな経緯があってこのような文言になってはいるんですけども、他の先生方から何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは副委員長の方からも話があったように、前進していることには間違いないですね、短い間に前進しておりますし、小幡先生や男澤先生の御意見によって、他の方にとってもいいように変わっていくこともあるのかなと思いますので、それを見据えてですね、次回の審議までに準備していかなければいいかなと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。男澤先生、小幡先生よろしいですか。この文言のところに関しても、皆様の意見を頂戴しながら、個別に頂戴しながら、改正案を作つていければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、（2）いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた政策、令和6年度案について事務局よりお願ひいたします。

(村上専門監)

義務教育課の村上と言います。どうぞよろしくお願ひいたします。私の方から「いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策（令和6年度）【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】の案を御説明いたします。お手元にお配りしております別冊資料を御覧ください。なお説明が多岐に渡りますので申し訳ありません。着座にて説明させていただきます。はじめに、1ページをお

開きください。「参考2」にありますとおり、この報告は、「いじめ防止対策推進条例」第23条に基づき策定された「宮城県いじめ防止基本方針」の実施計画を元に講じた施策及び目標指標等の取組状況をまとめたものであり、県条例第23条により、県議会に報告するとともに、公表することになっております。報告・公表に当たっては、実施計画で「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「児童生徒等心の支援チーム推進委員会」の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて確認をし、必要に応じて見直しを図っていくこととなっておりますので、本日、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。2ページを御覧ください。教育庁全体で、児童生徒等支援に体系的に取り組む組織図です。このように、構造図中心にあります、支援チームを中心に各課、市町村教育委員会、県立学校、市町村立学校がいじめ等の未然防止や、対応に取り組んでおります。3ページにつきましては、その対応フロー図となっており、ページ下部にある、義務教育課内に設置された「児童生徒等心の支援プロジェクトチーム」と、各教育事務所の支援、県内2か所に設置されている児童生徒の心のサポート班の支援を示しております。次に4ページ、5ページを御覧ください。「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」の施策に係る義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の主な事業です。各事業については、4ページ上段のとおり、大きく5つに分類しており、①いじめ防止対策の推進、②いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実、などの5項目を掲げ、それを推進するための各課の事業との関連性が示しております。1つの事業が複数の施策に関連する場合がありますので2つ目以降は白丸で示し、再掲施策として掲載しています。続きまして、6ページをご覧ください。ここからは、令和6年度に講じた施策の実施概要になります。(1) いじめ問題対策連絡協議会につきまして、令和6年度は1回目を委員募集、2回目を書面開催とし、記載にある連携体制を確保しました。(2) 県教育委員会の附属機関の設置として、本調査委員会となりますが、令和6年度は、2回実施しております。(3) 主な施策についてですが、施策が多岐にわたるため、各計画における主な取組の状況について御説明いたします。まず、①いじめ防止対策の推進のうち、イの「いじめの防止等の対策の推進と環境づくり」の取組について、義務教育課では、7ページ上段にある、魅力ある・行きたくなる学校づくり中学校区の指定を行い、未然防止の観点から、どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような学校づくりに取り組みました。加えて、7ページから10ページにありますとおり、学校がいじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための各種事業を展開し、教員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等と連携し、相談・支援の充実に努めました。

続きまして、11ページをご覧ください。口の「いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知徹底」につきましては、高校教育課において、ネットパトロールの実施、各相談ダイヤルの運用、SNSを活用した相談の実施、また、12ページの上段にある、県内全学校の児童生徒及び教職員への相談機関の周知カードの配布等を実施しました。次に12ページ下段をご覧ください。ハの「いじめに関する理解やいじめ防止対策に必要な体制整備」については、義務教育課において、スクールロイヤーによる「いじめ予防教室」の実施や13ページにある「いじめ防止動画コンクール」の実施により、いじめを生まない学校づくりをしていこうという意識の醸成を図りました。その他の事業の概要は12ページから14ページにある通りです。次に15ページをご覧ください。②「いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実」の中の、イ「教職員の資質能力の向上と体制充実のための教職員の配置」については、資料のとおりとなりますが、特に、16ページの中ほどにあるとおり、文部科学省から講師を招聘し、高等学校の生徒指導主事を対象とした行政説明を実施しております。改訂された生徒指導提要の解説を交えながら、基本的ないじめ問題への対応について研修を深めております。続きまして、18ページをご覧ください。口の「教育相談に応じる者の確保」につきましては、再掲となります。県内全公立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒とその保護者、教職員の相談にあたりました。次に20ページ上段をご覧ください。ハ「いじめへの助言を行う者の確保」については、心理職、福祉職、教育職で構成する児童生徒の心のサポート班の設置のほかに、心のサポートアドバイザーを義務教育課・高校教育課に配置するなど、迅速・丁寧に相談ができるよう人材を確保しました。次に23ページをご覧ください。③SNS、ネット上のいじめの事案対処体制整備については、再掲になりますが、スクールロイヤーによるいじめ予防教室の実施に加え、ネットパトロールを実施し、インターネットサイトを監視して児童生徒の書き込みを調査しました。24・25ページについては、説明を省略いたします。次に、26ページをご覧ください。(4)県立学校の設置者として実施する施策については、高校教育課、特別支援教育課で主に取り組みました。はじめに①道徳教育と体験活動の充実についてですが、各学校に位置付けられた、道徳教育推進教師に対して研修を実施し、各校の道徳教育を充実させるように働き掛けました。27ページ上段の②「いじめ防止の啓発」については、再掲となります。県内すべての学校に相談機関の周知カードを配布したほか、10月にマナーアップフォーラムを開催し、多様性を認め合う学校づくりに向けた啓発に努めました。28ページから31ページは、再掲となりますので、説明は省略いたします。次に、32ページ、⑨「学校評価・職員評価への助言」については、学校評価等研修会を開催し、学識経験者を講師として、より実践的な学校評価の方法と改善について

て理解を深めました。同じく、⑩「学校運営改善の支援」につきましても、高校教育課において、資料のような取組を実施し、昨年度までに設置した5校に加え、令和6年度は古川高校、加美農業高校に「学校運営協議会」を設置し、地域が学校運営の当事者として参画する取組を進めております。次に、33ページ、(5)私立学校に関する施策、(6)その他については、資料のとおりです。続きまして、34ページ、5 「いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況」について御説明いたします。これまで、説明してきました、計画とその実践状況についての進捗状況を目標指標という形で振り返りを行いました。目標指標の1は、義務教育課に係るもので「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合を設定しました。「楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合は、小学校で87.7%、中学校で87.5%と、小・中学校ともに前年度より増加しました。「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の意義や必要性が各学校に浸透し、地域の実情に応じた様々なアプローチによる具体的な取組が推進されたこと等が要因として推察されます。今後も、各校における児童生徒の目線に立った取組の、より一層の推進を図ってまいります。次に、目標指標の2は、義務教育課に係るもので、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と答えた児童生徒の割合を設定しました。「十分できた」「ある程度できた」と答える児童生徒の割合は、小学校が73.8%、中学校が76.6%でした。学校生活全般において、自分と異なる意見を認め、共に活動していくことは、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境づくり、ひいては、いじめを生まない環境づくりにつながる、大切なことであると考えます。今後も、学校教育活動の様々な場面において、話し合い活動を意図的に取り入れていくなど、自他を認め、異なる意見を尊重する態度の育成に努めてまいります。次に、35ページの目標指標の3は、義務教育課に係るもので、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う」と答えた児童生徒の割合を設定しました。「いつでも相談できると思う」と回答した児童生徒の割合は、小学校で62.7%、中学校で64.2%と、中学校では前年度より増加しました。「学校内に相談しやすい大人が近くにいる」と児童生徒が思っていることは、児童生徒が安心して学校生活を送ることにつながるとともに、いじめの早期発見、早期対応にもつながるものと考えます。今後も、教育相談体制の充実に努めるとともに、学校が児童生徒との信頼関係を構築し、適切な取組がなされるよう、各市町村教育委員会に促してまいります。次に、目標指標の4は、高校教育課に係るもので、特別活動における「いじめの未然防止の取組」の実施状況の割合を設定しております。実施実績につきましては、73.4%となり、前年度を上回りました。今後も、生徒指導主事連絡協議会及び生徒指導主事研修会において、特別活動の充実について取り上げるとともに、高校生マナーアップフォーラムをきっかけとして、各

学校における「いじめの未然防止等」についての話し合い活動につなげていきたいと考えます。最後に 36 ページの目標指標 5 は、特別支援教育課に係るもので、「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合を設定しました。学校の規模や地域等により状況は異なるものの、「よく取り組んでいる」「取り組んでいる」と答えた保護者の割合は 93.7% となり、前年度を上回りました。引き続きいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していきたいと考えています。以上となりますと、この後、皆様からの御意見と、来週実施される「児童生徒等心の支援チーム」推進委員会での意見を踏まえ、9月県議会に報告することになっておりますので、御理解をお願いいたします。本日報告した内容を踏まえ、「いじめ防止基本方針に基づく実施計画」のもと、いじめ防止に取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

(内藤委員長)

委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。

(男澤委員)

宮城県の方では、SNS を使った相談体制というのを今後どのように考えているか、現状も含めてもう少し詳しく聞きたいなと思っているのですが、御報告いただけますか。

(高校教育課長)

資料の 11 ページになります。県の方では総合教育相談事業の中の一つとしてこの SNS を活用した相談というものを実施しているところでございます。ここでいう SNS につきましては LINE での相談ということになるかと思いますが、相談件数で言いますと、343 件という実績になっていて、比較的、電話以外の部分としまして、生徒が気軽に相談できるような体制を取るということで一つ導入をしているところでございます。SNS の方も、いろいろトラブルも多いものですから、ネットパトロールも含めて、SNS 上でのトラブルも含めて、こういったところから生徒の困り感を拾っていけたらなと考えていて、今後も生徒の SNS の活用はどんどん進んでいくものと考えておりますので、この点に関しては継続して参りたいなと考えておりました。

(男澤委員)

なぜ質問したかというと、私が出前授業を行っている時に、小中学生に対して SNS やってるみたいな質問をした時に、実は仙台市より宮城県の他の市町村

の方が皆さん携帯を持っているんですよ。何でかというと、遠距離で公共交通機関が無くて、親との連絡を取るためにスマホを持たせているみたいな形が多くて、この辺で言うと亘理とか川崎とか、もう中学生だと絶対スマートフォンを持ってSNSをやっていますというのが、むしろ市より県の方がいっぱいあるんですね。そういうところで当然SNSのトラブル、LINEのトラブルだとか、Instagramとかストーリーに関係するそういうようなものも当然増えていて、二ノ子が市より石巻とか宮城県のその他の自治体の方がすごく多いなと思っているんですね。だからむしろ市よりも頑張って宮城県の方がそういうSNSのトラブルに対して取り組まないといけないっていう意識は絶対持たないといけないなというのは、当然市も持つべきなんんですけど、持つべきかなと思っているのが一点です。あと35ページに周りに相談できる大人いますかっていうのに回答しているのが60%強っていうのは私的にはすごくショックな数字だなと思っていて、裏を返して言うと4割相談できていないって見た方がいいんじゃないかなと思っていて、こういう人達がどこに相談するかというと、まさにSNSの全然知らない大人とかに行っちゃったり、最近だとチャットGPTに聞くみたいな、そういう話も出ていますけど、この部分をやっぱり拾うためにSNSの相談をちゃんと受け付けていますよというのはもっとアピールって言っちゃうとあれですけど、どんどん言わないと拾えないんじゃないかなと思っています。電話よりSNSが今少ないという現状が良くないものだっていうふうに捉えて、SNSでの相談をもっと頑張って取り上げなければいけないのではないかと。今1,000件に対して300件って私はSNS相談がちゃんと周知されてないか、皆さんの窓口として活用されてないのかなと思います。今宮城県のホームページを見ましたら、そのSNSにダイレクトにインターネットのスマホから繋げない。つまり1回チラシに行ってこのQRコードを読み込んでくださいってなっているんですけど、子供たちはパソコンを持ってないので、スマートフォンでそいっても、すぐSNSで相談できるっていったら、パソコンで1回開かないといけないという、そういう状況になっているんですよ。これってすぐ相談したいって思った時に相談できていない体制になっていると思うので、すぐ改善すべきかなと思います。

(高校教育課長)

ありがとうございます。周知カードを全ての児童生徒に行き渡るように今お配りをしている状況ではございますが、状況としてその直接繋げないというようなことがもあるのであれば、そこら辺の実態も、こちらも明らかにしながら、次の手というものを打ちながら、生徒がしっかりと相談できる、気軽に相談できるといったような体制の構築については、引き続き取り組んでまいりたいと思

います。

(内藤委員長)

35ページについては、他の4割の子供たちが家族に相談できてるのかどうかっていう回答が書かれてないので、ここは学校の中の大人ですよね。なのでそらへんもね、見せていただけるとよかったですかなと思います。その他に先生方からございませんでしょうか。小幡先生お願ひいたします。

(小幡委員)

資料の15ページ以下のあたりですが、いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実ということで、色々な施策を講じていらっしゃるということで載せていただいているのですけれども、やはりいじめへの対応となると学校がまずは第一次的にと言いますか、きちんと対応していただかなないと生徒が登校すらできないという状況になるのではないかと。そう考えますと、今回のこの色々な施策を通じて、例えばいじめというのはどういうものかとか、その時に学校はどういう対応をしなければならないのかということを研修などを実施して資質の向上を図るということがされているのかなとは思うのですけれども、実感として、個々の教職員の方々がいじめの対応について十分な理解があるかですか、それこそ、法律について法の趣旨を理解して、まずは学校が動かなければならないのだということを本当に理解しているのだろうかと思うことが結構あります。それを考えますと、個々の教職員の方、または一定の役職のある方に研修するということでもちろん大事だとは思うのですけれども、各学校にいじめの対応基本方針などがあると思うので、それを基に学校内で実際にどういう対応をしていくのか、誰が認知した時に誰にそれを報告し、そうなった時には誰と誰がどのように動くのかという具体的な枠組みというかですね、それを教職員の皆さんで共有したということが何か形で確認できないかなと。基本方針だけはあるけれど、あるのは分かるけれど実際にじやあそれをどのように運用するかについては教職員の皆さんで話し合われていないですか、そういうこともあるように感じますのでそのあたりの点を深めるというかですね、確認することも必要なのではないかと思いました。以上です。

(村上専門監)

いじめはどこにでも起こりうるものと考えて早期発見、早期対応に努めて、重篤化させないということがとても大事なことだろうと考えています。いじめの説明、対応等については法に則って行っていくことが子供の命を守ること、安全を守ることにつながるものだと思っています。研修のあり方につきましては、小

中学校については教育課程実施状況調査を行っていて、「どのくらいの学校がいじめの防止のための研修をやっているのか」というところは聞き取りをやっているところですが、研修のあり方について、それから校内研修のあり方についてはどこの学校でもしっかりと取り組んでいただけるように県の方からも促していきたいと考えているところです。御意見どうもありがとうございました。

(内藤委員長)

おそらく小幡先生が仰っていたことは多分いろんな事案を想定して、その学校、学校でやっぱり組織の体制が違うと思うので、仮想事例でもいいので、そういったもので前もって研修をして動けるように、やっぱり初期対応が大事なので、そういういた研修ということなのかなとイメージしてましたのでどうぞよろしくお願ひいたします。

(小野委員)

今的小幡先生の意見と被るところがあるんですが、たくさん対策をやっていく中で昨年度もやっぱりこれをどういうふうに教職員の1人1人の先生方に浸透させていくかっていうところが大きな課題だよねと共有したと覚えております。私が実際かかわった案件なんかでも実際の学校の中で先生方がいじめっていうふうに誰かが考えていなくても、何か生徒間のトラブルだったり、そういうものをキャッチしている人が開けてみたらやっぱりいて、その段階で学校の中でいかにそこを複数名で、いじめという言葉を取り上げて一度そこを検証したり話し合うっていうことを早い段階ですることの重要さっていうのが分かったことかなと認識しています。いじめと誰かが思った時に、学校内で学校内の委員会を設置するっていうのは出来ていると思うんですけど、もちろんそこも出来ていないところもあるので、そこをやってくようにはもちろんですが、もっと日常的な、先生方の色々な生徒のことを話す場面の何か定例的なものがあるといふうんですかけども、そういう中でいじめっていう視点で同じ切り口の話を見てみると、こういうことをこの教育を受ける担当の先生が出ていて、こういう中で今回はこのいじめグレーなのかどうなのか、学校の中でそれをどう取り扱うのかみたいなところまで、きちんと本当は何か最終的にここに取組としてやっていることが上がってこれるようになると、現場の浸透というか、何かが起こってから学校内で会議を設置してっていうことではなくて、日常の会議の中で常にいじめ対策、ありましたよね会議の名前が、ああいつたものが日常的に定期的にある中で、この期はどうだったかっていうことをもう取り組まなくとも常に状態化しているような状況でないといけないぐらい本当に件数があるんじゃないかなと思っています。ですのでそういうものが浸

透できるように、学校のその担当の先生はじめ、中のところの取組が拾えるようなものが提案できるといいのかなと思います。以上です。

(村上専門監)

各学校とともに、校内のいじめ防止対策委員会が設置されていて、何かあった時に開くということではなく、定例的に何もなくても開くということになっています。また、週に1回は生徒指導の担当の先生方が集まって会議等を開いて、子供の情報を共有しているところです。なお、いじめについてはやはり早く発見をする、察知をする、それを管理職に早く伝えて組織として対応していく、早めにいじめとして認知をするのであれば、きっちりといじめとして認知をして組織として対応していくことが大事だと考えています。県としても様々な研修会、それから校長会や連絡会議等の時に、このあたりは促しているところですが、今後さらに、浸透できるように、県の方からも促すことを続けていきたいと考えます。貴重な御意見ありがとうございました。

(内藤委員長)

小野委員よろしいでしょうか。他に御意見ございませんでしょうか。

(長谷副委員長)

私から2点。再掲があるので同じものも何個か出ているんですが、多分該当資料23ページがいいのかなとは思うんですけども、SNS・ネット上のいじめ事案対処体制整備という中で、まず1つ教えていただきたいのが、下段の方のネットパトロールで監視サイト数が結構あるなかで、緊急対応が0件となっているんですが、例えば緊急対応に値するような事案というのはどのようなものが考えられるのかというところ。結構インターネットとかSNS上では過激な発言なんかも色々あるんだと思うんですけども、その中でも緊急対応というのがどんな形があり得るのかというのを教えていただきたいというのが1点と、あとは、これは我々の委員会ではいじめということを主眼で捉えておりますけれども、おそらくSNSとか色んなコミュニティ上ですと、全てがいじめに繋がるわけではないんですけども、「死にたい」であるとか、若い方では「消えたい」という言葉の方がむしろ多いかもしれないんですけども、そういったことを多分いろいろ監視していると見つかる部分はあるんじゃないかなと思っておりまして、そこは、学校だけで対応できない部分がもちろん家庭とか色んな要素が含まれるので、やっぱりそういったところを今後、それぞれが本当に一生懸命やっている点とか面の部分を繋げていくような、横断的な、他の課とかですね、そういったところとの繋がりというのも今後やっぱり色々な形で考えていく必要が

あるのかなと。感想程度の話ではございますが感じたところでございました。では最初に教えていただければと。お願ひします。

(事務局)

緊急対応の案件なんですけれども、委託している業者さんの方に、自死に関するもので、緊急性のあるもの、急迫不正に身体に何か及ぼそうとしている案件のみを緊急対応ということで報告していただくという形にしております。毎月その投稿で引っかかる案件はあるんですけども、今のところネット上の掲示板で、死をほのめかすようなところは上がってきておりません。今年の状況としては上がってきませんでした。以上になります。

(長谷副委員長)

私も心理士会さんとも一緒に心の健康相談統一ダイヤルという、いわゆる電話の相談、死にたいとか色々そいつた電話相談なんかを受けているので、繋がる部分があったので質問をさせていただいたところです。ありがとうございます。

(内藤委員長)

0というところですよね。それでは他に御意見、御質問はございませんでしょうか。もしなければ議事はこれで終わりにしたいと思います。以上で「2議事」は終了といたします。それでは冒頭にありましたように「3その他」を非公開で行いたいと思います。会の進行上、ここで資料配布等の時間をいただきたいと思います。資料配布が終わりしだいですね、次の「その他」に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。報道傍聴の方は御退室願います。それでは資料配布の間にどうぞ御休憩お願ひいたします。

以降非公開

(事務局)

内藤委員長、御進行ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回宮城県いじめ防止対策委員会を終了いたします。御協議いただきありがとうございました。

以上